第6章 伝統芸能の舞台と安全

国立劇場は伝統芸能を保存・振興するために設置された劇場として、優れた舞台づくりを目指しています。同時に、舞台の安全を守るための方策についても、時代に即した検討と実践に取り組んでいかなければなりません。

「伝統」は、ともすれば古くから続いてきたあり方を墨守するものであると思われがちです。しかし、今を生きる人々の感性に訴える舞台を創造するため、伝統芸能は常に進化しています。伝統芸能の舞台運営においても、旧来どおりの作業方法を踏襲するのではなく、現代の基準に合うように変わって行かなければなりません。上演を支える全ての人々が安心して働ける現場であり続けるために、伝統芸能が持つ趣を十分尊重しつつも、最新の法令や安全基準に目配りを行い、「安全第一」を軸に作業環境・作業方法を見直すことが大切です。もちろん、舞台の現場で働く一人一人の安全意識も常に更新していく必要があります。

本章では、現在の国立劇場大劇場、小劇場における安全のための取組をご紹介します。 これからも安全対策の技術向上や法令の見直しが実施される毎に見直し、改善していか なければなりません。あくまでも現在の取組として参考にしていただければ幸いです。

1 舞台の安全管理体制

独立行政法人日本芸術文化振興会は、伝統芸能の保存及び振興等を図る目的のもと、 国立劇場大劇場、国立劇場小劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の各劇場を 自ら運営しています。どの劇場でも、開場以来、劇場専属の舞台技術系職員(舞台・照 明・音響・舞台監督・舞台美術)が中核となり、舞台機構・照明/音響設備を含む舞台 設備の運用・維持・管理や、主催公演の運営・デザインを担ってきました。

舞台技術系職員は日々、出演者・委託業者の方々や制作担当などの職員をはじめ数多くの人々とともに、伝統芸能の舞台を創り上げています。舞台では、公演スケジュールに合わせた時間的制約の中で、大がかりな舞台装置や舞台機構が稼働し、同時進行で複数の作業が行われます。たった一人の不注意やミスによって、公演の進行に支障を来すだけでなく、人身に関わるような重大事故が発生する可能性もあります。

このように、①職員・出演者・委託業者を含む多くの人々が、②同じ舞台上で、③同時に、④異なる仕事を行う舞台の現場は、①複数の専門業者が、②同一の場所で、③同時に、④異なる作業を行う建設現場に近い状況といえます。そこで、独立行政法人日本

芸術文化振興会では、労働安全衛生法などの法令に定められた建築現場や製造現場の安全管理体制を参考にして、舞台の安全管理体制を整備しています。

(1)総括安全衛生管理者

労働安全衛生法では、特定の業種・規模の事業場について、次の業務を統括管理する 総括安全衛生管理者を選任することを定めています。

- ・一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
 - 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
 - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
 - 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
 - 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省 令で定めるもの。 [第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号]

独立行政法人日本芸術文化振興会は、「政令で定める業種・規模の事業場」に該当しないため法の適用は受けませんが、「独立行政法人日本芸術文化振興会安全衛生管理規程」に基づき、任意に**総括安全衛生管理者**を設置しています。総括安全衛生管理者の業務は、安全に関することから衛生に関することまで多岐にわたりますが、国立劇場大劇場、小劇場の舞台の安全に関しては、舞台業務・照明業務・音響業務を統括する国立劇場舞台技術部長が**総括安全衛生管理者**の責務を分任することを取り決めています。

(2)舞台安全管理者

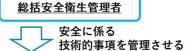
労働安全衛生法では、総括安全衛生管理者の選任が必要な事業場について、総括安全衛生管理者が行う各業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する安全管理者を選任すること、とされています。

・事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務(省略)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。[第11条第1項]

前述の通り、独立行政法人日本芸術文化振興会は、設置が義務づけられている業種・ 規模には該当しません。しかし、舞台の安全対策を強化する観点から、労働安全基準法 における「安全管理者」の職務を参照しつつ、これ に準ずる立場として、独自に**舞台安全管理者**を設け ています。

舞台運営は、劇場施設のサービス基盤にあたる「舞台機構・照明/音響設備の管理・運用に関わる業務」と、劇場施設で行われる「公演の運営に関わる業務」に大きく分けることができます。国立劇場大劇場、小劇場では、その双方の業務を、舞台機構=舞台係、楽屋施設・設備=楽屋係、舞台照明設備=照明係が、舞台音響設備=音響係が、それぞれ管轄しています。舞台・楽屋業務の長である舞台課長

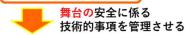
●特定の事業の場合



安全管理者

●独立行政法人日本芸術文化振興会の場合





舞台安全管理者

と、照明・音響業務の長である技術課長が、国立劇場大劇場、小劇場の**舞台安全管理者** として安全管理にあたり、その下に配置された各業務の**現場責任者**(13 頁参照)が現場 の安全運用を担う、という体制になっています。

それでは、**舞台安全管理者**は具体的にどのように安全管理を行うのでしょうか。労働 安全衛生規則では、安全管理者について以下のように定められています。

- ・安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、 直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、安全管理者に対し、<u>安全に関する措置</u>をなし得る権限を与えなければならない。[第6条第1項・第2項]

舞台安全管理者は、法に定める安全管理者と同様、舞台の現場に足を運ぶとともに、現場で働くスタッフの意見を聴取し、作業環境・作業方法に危険があった場合には、①作業の禁止、②防護柵・手すり等の安全対策の計画、③安全マニュアル(作業手順書)の改正など、リスクを避けるための対策を指示します。また、経験年数等を考慮しつつ、安全管理について一定の知識と経験を有する者の中から現場責任者を選任するとともに、危険を伴う作業に際しての、①作業内容の事前説明・注意事項等の周知徹底、②作業位置や人員配置の決定、③安全保護具(墜落制止用器具・ヘルメット着用等)の確認等が、現場責任者によって十分行われるよう監督します。

また、舞台機構・照明/音響設備の保守点検は、その一部を専門業者に業務委託し、 その協力のもとで計画的な整備が行われています。**舞台安全管理者**は、専門業者の意見 を聴取しつつ施設整備計画を立案するとともに、施設の老朽化に伴い、随時発生する故 障や不具合への対処を行い、舞台機構・照明/音響設備が常に十全に機能するよう図っています。

【補足】

労働安全衛生規則における「危険を防止するために必要な措置」及び「安全に関する措置」の具体的な事項については、昭和 47 年 10 月の労働安全衛生規則の施行にあたり、労働省労働基準局長から都道府県労働基準局長に対し通達された「労働安全衛生規則の施行について」(基発第 601 号の 1) で次のように示されています。舞台安全管理者の取組と重なる部分も多いため、参考としてご紹介します。

- ・(1) 第一項の「その危険を防止するために必要な措置」とは、その権限内において ただちに所要の是正措置を講ずるほか、事業者等に報告してその指示を受ける ことをいうものであること。
 - (2) 第二項の「安全に関する措置」とは、法第一一条第一項の規定により安全管理者が行なうべき措置をいい、具体的には、次のごとき事項を指すものであること。
 - イ 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置(設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。)
 - ロ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
 - ハ 作業の安全についての教育および訓練
 - ニ 発生した災害原因の調査および対策の検討
 - ホ 消防および避難の訓練
 - へ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
 - ト 安全に関する資料の作成、しゆう集および重要事項の記録
 - チ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所 において行なわれる場合における安全に関し、必要な措置

(3)公演安全責任者

舞台安全管理者は、「舞台機構・照明/音響設備の管理・運用に関わる業務」と「公演の運営に関わる業務」に共通する、舞台の基礎的な安全管理を行います。一方で、公演ごとの安全対策については、芸能ジャンルや上演内容に応じて個別の対応が必要です。

国立劇場大劇場では歌舞伎、国立劇場小劇場では人形浄瑠璃文楽を中心として、舞踊・

邦楽・雅楽・声明・民俗芸能ほか多種多様な伝統芸能の主催公演を実施しています。主 催公演の制作は制作担当職員が担い、舞台美術担当職員が舞台装置をデザインし、舞台 監督担当職員が公演全体の進行を取り仕切ります。

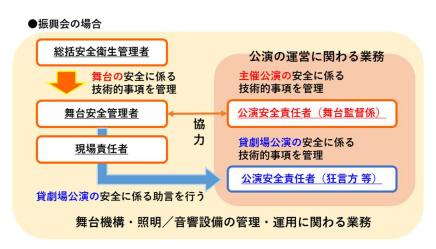
主催公演や各機構・設備の保守点検以外の日は、劇場施設を他の利用に供しており、 伝統芸能の上演を中心とする貸劇場公演がさかんに行われています。それらの公演においても、舞台機構・照明/音響設備の運営は舞台・照明・音響の各担当職員が担っています。また、貸劇場公演主催者からの要望があれば、舞台監督担当職員・舞台美術担当職員が技術的な協力を行うこともあります。

主催公演では、舞台監督担当職員が本番中の舞台進行を司る総責任者です(第4章舞台監督参照)。また、伝統芸能の貸劇場公演では、狂言作者(狂言方)をはじめ、それぞれの芸能を熟知した進行役の方々が舞台進行を担います。いずれの場合においても、公演ごとに、その舞台進行を担う責任者を、舞台の安全管理体制上で**公演安全責任者**と位置づけています。

主催公演の場合には、国立劇場大劇場、小劇場の施設・設備に精通した舞台監督担当 職員が**公演安全責任者**となり、演出面についてもリスクとその対策を十分検討し、リス ク対応表を作成するなどして、安全対策を実施しています。

一方、貸劇場公演の場合には、ほとんどの場合、劇場内のスタッフではない方が**公演 安全責任者**として舞台進行にあたります。国立劇場大劇場、小劇場での舞台進行経験が 豊富な方も多いですが、劇場の施設・設備に合わせた十分な安全対策を行っていただく ためにも、**舞台安全管理者**や、当該公演に担当者として携わる舞台・照明・音響業務の 職員が安全に関して適切な助言を行っています。

なお、主催公演・貸劇場公演のいずれにおいても、専門性を有する委託業者の協力が 欠かせません。**委託業者の責任者**を通じて相互に連携しながら、公演に関わるスタッフ 全員が一丸となって安全な舞台づくりに取り組んでいます。



2 舞台の安全に関する協議

国立劇場大劇場、小劇場では、国立劇場舞台技術部に所属する**総括安全衛生管理者**(分任)・舞台安全管理者と、国立劇場制作部に所属する主催公演の公演安全責任者、貸劇場公演における劇場スタッフ以外の公演安全責任者、その他関係の委託業者の責任者が連携しながら、舞台の安全管理にあたっています。部署の異なる職員や、複数の委託業者が協力して安全対策に取り組むためには、相互協議が欠かせないため、いくつかの会議体を設けて、定期的な協議を行っています。

(1)舞台安全保持委員会

国立劇場大劇場、小劇場だけでなく、独立行政法人日本芸術文化振興会が自ら運営する各劇場を横断して、舞台の安全に関する協議を行う会議体、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場等舞台安全保持委員会(以下「舞台安全保持委員会」)を設置しています。「独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場等舞台安全保持委員会設置要項」では、舞台安全保持委員会で協議される内容について、次のように定めています。

- ・(1)舞台、照明、音響及び映像の設備等の運行、保守等の業務における安全保持に関する事項
 - (2)前号の業務に従事する職員及び関係業者に対する安全教育計画の策定及び実施 に関する事項
 - (3) 舞台の安全保持のための舞台機構、設備等の改善に関する事項
 - (4) その他委員会において必要と認めた事項「第2条第1項から第4項]

舞台安全保持委員会は、毎年度「舞台安全管理体制名簿」を改訂して各劇場の舞台安全管理体制を整備するとともに、各劇場における事故事例・ヒヤリハットや、事故の再発防止策・安全対策についての情報共有を行い、安全対策を推進しています。このほかにも、劇場安全強化月間の実施計画や、安全マニュアルの整備等を行っていますので、以下でご紹介します。

① 劇場安全強化月間

独立行政法人日本芸術文化振興会では、毎年 12 月に「独立行政法人劇場安全強化月間」(以下「**劇場安全強化月間**」)を設けています。これは、日々の公演業務に取り組む中で、芸術性・演出や作業スピードを重視するあまり、安全についての意識が薄れてしまうことのないよう、毎年度時期を決めて、安全に関する認識を新たにし、対策を強化

するためです。また、舞台だけでなく、客席、ロビーなども含めて、劇場を利用するお客様、出演者、劇場スタッフ、舞台技術スタッフなど劇場に関わる全ての人々が安心して劇場を利用するとともに、安全に業務に従事することができる環境を目指して制定されました。

劇場安全強化月間の具体的な取組は、舞台安全保持委員会が毎年度計画することとなっていますが、中でもコンプライアンス(法令遵守)に関する取組に重点を置いています。労働安全衛生法や労働安全衛生規則をはじめ、関連する法改正に着実に対応していくため、例えば、①最新の法令や安全基準に関する知識を入手するための安全研修の開催、②第三者機関への作業環境の安全性検証の依頼ほか、組織内の法令・コンプライアンス担当室等とも連携して進める必要があります。

② 安全マニュアルの整備

国立劇場大劇場及び小劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の各劇場では、職員・委託業者など舞台の現場で働く人々に向けた、劇場側としての安全マニュアルを整備し、舞台安全保持委員会を中心に、毎年度更新を行っています。具体的な内容は、以下のようなものです。

< 全劇場の共通項目 >

- ・舞台の安全保持についての基本方針
- ・消火器・消火栓・AED の使用法、心肺蘇生法
- ・傷病者発生時の対応フローチャート

< 国立劇場大劇場、小劇場篇 >

- ・舞台の安全管理体制図
- ・高所作業・危険作業の作業手順書
- ・火災発生時の対応フローチャート
- ・地震発生時の対応フローチャート
- ・新型コロナウイルス感染症発生時の対応フローチャート
- ・避難経路図、消火栓・消火器・AEDの設置図

劇場では、職員だけでなく、関連の委託業者の方々も同じ現場で作業することから、同安全マニュアルは、一つの舞台で働く全員が、共通の安全知識を持って作業にあたることを目的として作成されています。全劇場の共通項目として、安全作業・防災のための基本的な内容を記載し、各劇場篇では、劇場ごとの安全管理体制、作業手順書(作業マニュアル)、火災、震災、感染症その他の非常事態に際してのフローチャート等を一

度に確認できる構成となっています。

年度ごとの改訂に際しては、コンプライアンス(法令遵守)を前提としつつも、実際の作業に即して有用なものとなるよう、現場の運用と照らし合わせつつ、内容を精査しています。

(2)舞台整備会議ほか

「舞台機構・照明/音響設備の管理・運用に関わる業務」に関連して、国立劇場大劇場、小劇場では、夏季と冬季の年2回、集中的に施設・設備のメンテナンスを行う舞台整備期間を設けています。舞台整備期間においては、複数の専門業者が入り、保守点検や整備、工事・作業を行います。各作業場所・作業時間の重複等により、安全上、作業進行上、支障が生じることのないよう、舞台整備期間の作業については一覧表を作成し、各部署で共有します。重複等が生じた場合には、相互協議を行い、全ての作業が安全に、円滑に行われるよう調整します。

新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、舞台整備期間の作業に関わる職員及び専門業者が一堂に会して、**舞台整備会議**を開催していました。令和2年度以降、感染症の状況を鑑みて対面開催は実施できていません(令和4年6月現在)が、実地で作業に入る前に、作業者が相互に同じ場所で行われる作業の内容を把握することは、引き続き重要であると考えています。

一方、「公演の運営に関わる業務」に関連して、主催公演では、発注会議やスタッフ会議等の機会(58頁参照)を捉えて、公演安全責任者(舞台監督担当職員)を中心に、演出や作業内容についてのリスクアセスメントを行い、対応表を取りまとめます。また貸劇場公演では、演出で舞台機構を使用する場合に、安全確保の観点から、主催者に対し、①舞台係の職員の指示に従うこと、②舞台稽古等で確認した通りに舞台進行等を行うこと(本番での急な変更を避けること)、③十分に余裕のあるスケジュールで行うこと、などをお願いしています。

加えて、公演前に行われる**貸劇場公演打合わせ**の際に、主催者側の公演安全責任者の 方と劇場側の現場責任者等が舞台進行について十分協議することで、リスク低減に努め ています。

3 舞台の安全教育

舞台の安全を守るためには、物理的な安全対策に加えて、作業に携わるスタッフ一人 一人が、舞台の安全に対する正しい知識を持つことが不可欠です。 伝統芸能においては、「見て盗む」と言われる通り、実地に経験を積み、勘を養うことが重要であるという発想が主流を占めてきました。経験を重ね、知見を深めることはもちろん非常に重要ですが、舞台の安全に関しては、経験や勘のみに頼るのではなく、制度的に教育を行うことが必要です。

国立劇場大劇場、小劇場では、舞台技術職員の入職時に、OJT に加えて、安全マニュアルに基づく雇入時の労働安全衛生教育を実施しています。国立劇場の職員として求められる安全意識について理解するとともに、火災、震災、感染症その他の非常事態に際して、避難経路や報告体制等を含めて、どのように対処すべきかを網羅的に知るうえで有用なテキストとなっています。

入職後も、段階に応じて安全管理の知識を深めるため、KY活動(危険予知活動)・リスクアセスメントに関する外部研修会を受講するほか、他の公共劇場等で行われる安全に関する各種研修にも積極的に参加し、その成果をフィードバックしています。また、厚生労働省が定める足場の組立等作業従事者技能講習/フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育については、**舞台安全保持委員会**で舞台技術系全職員の受講状況を把握し、未受講者については順次受講ができるよう取組を進めます。なお、主催公演に携わる制作担当者にも特別教育の受講を勧奨し、企画立案の段階から安全に配慮した公演制作が可能となるよう努めています。以上のような観点から、国立の劇場として、外部へ向けた舞台安全研修の実施についても検討しています。

安全管理に限るものではありませんが、舞台技術においては、知識や経験に見合った 人員配置が大変重要です。その人の経験値にふさわしい役割を担い、教育を受けながら 次の役割にステップアップするという人の育ち方/育て方を行う教育プログラムを整備 し、効率的に技能向上を図る必要があります。

4 伝統芸能と安全のこれから

現在、国立劇場大劇場、小劇場では、黒色ないし紺色のTシャツ/ポロシャツ、同系色の作業ズボン、ジャンパーという動きを妨げない洋装を基本的な作業着としていますが、歌舞伎や文楽の公演において、観客席から見える舞台上の作業(定式幕の開閉や、花道上への所作台設置など)については、国立劇場の紋章である「楽天女」の紋を入れた黒衣に裁着袴。という伝統的な大道具方の装束で行うこととしています。音響スタッフが擬音効果道具を扱う際にも同様に、黒衣を着用します(35 頁参照)。

また、舞台は原則として土足での立ち入りが禁止されています。旧来、伝統芸能の舞台作業は、党袋を履いた上に、雪駄と呼ばれるかかとのない履物を着用して行われてき

ました。歌舞伎や日本舞踊で用いられる所作台(5頁参照)は汚損しやすく、また「檜舞台」という言葉に象徴されるように、大切に扱うべきものであるとの認識から、所作台に上がる際には履物を脱ぎ、足袋のみで作業することが通例となっており、脱ぎ履きの利便性から、かかとのない雪駄が好まれたという背景があります。また、歌舞伎の屋体内での作業を行う場合も、汚損を防ぐため、同様に足袋での作業が基本となります。

一方、労働安全衛生規則第 558 条第 1 項では「事業者は、作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を定め、当該履物を使用させなければならない。」と定められています。 釘等の踏み抜きや、高所で足を滑らせての墜落といったリスクを避けるため、現在の国立劇場大劇場、小劇場では、仕込み・ばらしほか観客の目に触れない作業時は、雪駄ではなく安全靴の着用を基本とし、やむを得ない場合に限定して安全靴を脱ぎ、足袋で作業することとしています。そのほかにも、作業ごとの実態に合わせてきめ細かく「適当な履物」を取り決め、周知徹底しています。

所作台については、表面にささくれや傷、凸凹があると、出演者が上演中につまずく、足を怪我するといったリスクが生じることから、表面を傷つけやすい、重量感のある高所作業車等は載せられません。そのため、作業が必要な場合には脚立を使用することとなりますが、各段に滑り止めテープを設置する、天板昇降禁止標識を取り付ける、2m以上の高さがある脚立の上部にはスリングベルトで安全ブロックを設置し、2m以上の位置で作業する場合には墜落制止用器具に安全ブロックのフックを取り付けて行うなど、対策を講じた上で安全に使用できるよう図っています。

こうした物理的な安全対策に加え、舞台で働く人々の安全や健康等への配慮から、公演スケジュールについても改善を進めています。歌舞伎や文楽等の長期公演において20日以上にわたる上演期間に休みなく毎日公演を行うことが慣例となっていましたが、現在では期間中に休演日を1日または2日設けています。また、主催公演のための準備にあたる仕込みから舞台稽古のスケジュールが過密になることのないよう、1日でまとめて行うのではなく、仕込み日と舞台稽古日を分けて、長時間労働を避けるとともに、焦りや急ぎから生じるリスクを低減しています。

公演本番においても、舞台転換等の上演中の作業など、決められた公演スケジュールに合わせて慌てて作業をすると、怪我や事故のリスクが高まります。現在は、新型コロナウイルス感染症対策として密を避ける観点からも、演目ごとに幕を閉めて行う演目の場合は、十分な幕間(演目と演目の間の時間)をとることとしています。出演者・スタッフが密集しないよう相互に注意しながら進行することを取り決めています。

現在の国立劇場大劇場、小劇場は、令和5年秋に閉場し、再開場に向けた準備期間に入ります。作業環境についても、これまでとは大きく変化していくことが予想されますが、劇場安全強化月間の実施/安全マニュアルの改訂を通じて、最新の法令や安全基準、事故・ヒヤリハット等の事例を参照し、作業方法・作業環境を不断に見直しながら、伝統芸能の舞台づくりを続けていきます。

これからも、伝統芸能の上演を支えるすべての人々が心をひとつにして働ける舞台を 目指して、安全への取組を進めていきたいと私たちは考えています。

改訂版

国立劇場の舞台技術

一伝統芸能の上演のために一

令和 2 年 3 月 1 日 初版発行 令和 4 年 6 月 30 日 改訂版発行

写 真 二階堂 健 国立劇場舞台技術部 国立劇場制作部

監 修 大和田 文雄 (独立行政法人日本芸術文化振興会 理事)

編 著 国立劇場舞台技術部 国立劇場制作部

執筆協力 阿部 さとみ

協 力 中央労働災害防止協会

発 行 独立行政法人日本芸術文化振興会 〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1 電話 03-3265-7411 https://www.ntj.jac.go.jp

本書掲載の文章・写真・図面等の無断転載を禁じます。